

マネージメント・レター No.286こんな場合に相続税がかかる

相続税は、遺産に係る基礎控除額(課税最低限)を上回る財産(正味遺産額)があるとかかります。相続税の基礎控除額は、相続人の数に関係なく定まる定額控除額と相続人の数によって金額が変わる比例控除額を合計したものです。

$$\begin{array}{ccc} \text{(正味遺産額)} & & \text{(課税最低限)} \\ \text{遺産総額} - \text{債務・葬式費用・非課税財産} & > & \text{遺産に係る基礎控除額} \end{array}$$

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

平成27年1月1日以後の場合

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

法定相続人の数は、マネージメント・レターNo.281を参照してください。

遺産総額は、マネージメント・レターNo.283で説明しました本来の相続財産、みなし相続財産、相続開始3年以内の贈与財産の加算、相続時精算課税適用財産の加算された財産になります。ただし、贈与税の非課税措置や、配偶者に居住用不動産を贈与して2,000万円控除を受けた(又は受ける予定の)財産は加算されません。

相続税の計算上認められている、法定相続人の数に含めることができる養子の数は、実子がいる場合は、1人だけ、実子がない場合は、2人までです。

配偶者と1親等の血族以外の方が相続すると、通常の税額にその20%が加算されるので、たとえば孫に遺贈(遺言)すると、20%余分に相続税がかかります。ただし、2回の相続が1回ですみません。なお、子が死亡していて代襲相続する孫は2親等の血族であっても、加算の対象にはなりません。ただし、養子となった孫は20%加算の対象となります。

【相続研修チーム】

25年度税制改正で、相続税の基礎控除額が4割縮小されたことにより、課税される割合が現行の1.5倍～2倍くらいになると試算されています。また相続税の税率構造の見直しも行われ、今後は益々相続税対策の検討が必要になってくるものと思われます。対策の検討・実施にあたりましては、まず担当者にご相談をしてください。